



IFUW 決議文

IFUW の一員として私たちもともに考え、できるところから行動をしていきましょう。

決議 1 児童婚をやめさせよう

1. 各国大学女性連盟・協会 (NFAs) は自国政府に対して、女兒の保護とくに彼女らが伝統、文化的慣行、宗教的信念の犠牲になるときに、その保護を推進するよう要請する
2. NFAs は、児童婚がもたらす結果を家族に対して教育し、もって女兒の人権を保護するため、子どもを嫁にする問題を公にする努力を増大させる
3. IFUW は NFAs に対して、女兒の早婚と結婚の強制およびそれがもたらす影響への意識を引き上げるための積極的な判決の公表を含む強い支援と適切な法制化を各国政府と司法に求めることを奨励する
4. IFUW は、ユニセフ、国連人口活動基金、その他の国際機関に対する協議資格を生かし、この決議の実施を支援する



幼すぎる花嫁

(Photo: Muhammad Javaid/Express)

決議 2 子どもを近親姦から守ろう

1. NFAs は自国政府に対して、あらゆる DV と虐待から女兒と男児を保護するよう要請する
2. NFAs は近親姦が DV の犯罪的形態であると自国政府に認識させる努力を増やす
3. NFAs は学際的アプローチを取ること、および政府と司法から適切な法制化と判決の公表をふくむ、近親姦への認識を向上させるための支援を求めることが推奨される
4. IFUW はその常任委員会、ユニセフ、国連人口活動基金、UN Women に対する協議資格を生かし、この決議の実施を支援する

決議 3 男女平等こそ暴力根絶へのカギ

1. NFAs は、女性と女兒に対する暴力の防止には男女平等が基本要素であると強調するキャンペーンの実施を政府の適切な層に対して呼びかける
2. NFAs は、家庭内暴力が人権侵害であることを特に強調しつつ、人権教育を全学校のカリキュラムの優先事項に組み入れるよう主張する

3. NFAs は政府と民間機関に対し、あらゆる形態の DV を当局が認識する助けとなる研究に資金提供するようさらに努力して促す

決議 4 欧州評議会条約等国际法をDV防止法の見本に

1. NFAs は、自国政府に対し、国内の女性に対する暴力や DV への対策と防止に関し、欧州評議会条約が有用なモデルだと認識することを要請する
2. NFAs は、自国政府がもし関係国であるなら、この条約を批准または同意するよう要請する
3. NFAs は、自国政府に対し、刑法を国際法に準じて見直し、あらゆる形態の DV が適切に対処され法律に違反する行為を行うものが罰せられるよう要請する
4. NFAs は、レイプは配偶者間でも起こり得るものであり、それが犯されたなら刑法犯罪にあたるという社会的及び法的認識を社会に啓発する

決議 5 人身取引とおぼしきものの全ての廃止のために

1. NFAs は自国政府に対して、人身取引を思わせる状況には「ジェンダー対応」というコンセプトを導入することによって全ての形の人身取引を終わらせることを追求するよう要請する
2. NFAs は自国政府に対して、人身取引に関する知識を増やし、広く普及させ、適切な場合、人身取引と戦うことは全ての政治的課題に優先するものであることを確認し、また人身取引に関する独立の担当者を国で 1 名任命するよう要請する

決議 6 国連総会代表団に女性を送ろう

1. NFAs は、各国から 1 名の女性の国連代表 (UNWR) を備えるという選択肢について国内および地方の女性組織を関与させ、伝えるよう自国政府に要請する
2. このことが成されたなら、NFAs は、女性の国連代表を毎年選出するプロセスを備えることを自国政府に要請する。この選出のプロセスは公正で透明性のあるものとする
3. このことが成されたなら、NFAs は自国内のほかの女性団体と協力して、女性の国連代表 1 名が、毎年、国連総会に派遣される政府代表団に含まれるよう努める

決議7 学校への道を安全に

1. NFAs は自国政府に対して、アフガニスタン、パキスタン国内や、教育へのアクセスが少なかったり、安全でなかったり、危険を伴う他の国々で、あらゆるレベルの教育を求め、参加し、推進している女兒と女性を支援する効果的な行動をとるよう要請する

2. IFUW は国連、ユニセフや他の国際機関に持つ常設の委員会や協議資格を使って、この決議の履行を助ける



学校は楽しい！ (Photo : UNICEF)

決議8 非国家主体による、拷問の禁止

1. NFAs は、自国政府に対し、何人も、特に女性と子どもが、非国家主体 (Non-State actor) による拷問を受けないことを確実にするための措置を自国の法律、政策、慣習に取り入れ、実行することに精励するよう要請する
2. NFAs は、自国政府に対し、女性と女兒が非国家主体による非道極まる形態の暴力と拷問を圧倒的に多く受けている事態に鑑み、国連の議題にあるジェンダーに対応した枠組みの優先性を尊重するよう要請する
3. NFAs は、自国の政府に対し、同政府が批准した非国家主体による拷問に関わる国連の人権締約への取り組みを支援するよう要請する
4. IFUW は、その常設委員会、国連の経済社会理事会 (ECOSOC) に有するその諮問的地位、並びにそのウェブサイトを活用して、本決議を履行する

決議9 先住民のための教育環境の充実

1. NFAs は自国政府に対し、先住民の指導者と協調し、幼児教育、学校施設、機材、図書、インフォメーション・テクノロジー、技能開発および文化的に対応したカリキュラムのための資金を含む教育目的基金を提供することを要請する
2. NFAs は自国政府に対し、その基金がインフレに対応し、人口の年次増加に対して調整されるよう要請する
3. NFAs は国、地方、領土および先住民の政府に対し、協働して、信頼可能で資金を有し、質の良い教育制度をつくることを要請する

決議10 強制売春を罰せず、買春を罰せよ

1. NFAs は自国政府に対して次の立法措置を取るよう要請する：
 - (a) (印刷物、インターネットその他の技術的ツールを含む) あらゆる場での性を買うことを禁止する
 - (b) 性を買った者に対して刑事罰を科する
 - (c) 売春された者に対して刑事罰を科さない
2. NFAs は、自国政府に対して、売春を余儀なくされた者が、重ねて売春することなく生活費を稼ぐことができるようにするために必要欠くべからざる各種支援と資金手当を講ずることを要請する

決議11 非武装文民の平和維持活動・その理解と促進

1. NFAs は、世界の戦闘頻発地域に住む女性や子供達の保護のため、武器を持たない文民の平和維持活動 (UCP) として知られている、非暴力の手段について、会員自身と一般の人々を教育するように各会員に要請する
2. NFAs は、自国政府に対し、実行可能な国家防衛戦略としての武装軍備と同じく文民の平和維持活動 (UCP) を役立てることを要請するよう各会員に奨励する
3. IFUW 指導部は、常任委員会及びIFUW 国連代表を用いて、国連安全保障理事会に対し、UCP を女性、平和、安全保障に関する国連決議の実施に組み込むように要請する

決議12 女性にしわ寄せする経済グローバル化を再考せよ

1. NFAs は、自国政府に対して現在進行中のグローバリゼーションが世界中、ことに途上国で女性および女兒の不平等と窮状を一段と悪化させていることを認めて、グローバリゼーションの政策によって生じた「貧困の女性化」を低減・改善するため直ちに適切な措置を講じるよう要請する
2. NFAs は、最も有害な世界銀行 (WB) の貸付の諸条件、国際通貨基金 (IMF) の政策勧告、世界貿易機関 (WTO) の諸協定に反対する
3. IFUW は、金融中心のグローバリゼーションではなく、開発中心のグローバリゼーションを支持し、「2012年ドーハ・マンデート」を強く支持するためその持てるすべての力を使って、カタール国の首都ドーハにおける第13回国連貿易開発会議 (UNCTAD XIII) の成果を支持する